

参考資料

参考資料-1 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の概要

参考資料-2 COP15(生物多様性条約第15回締約国会議)の概要

参考資料-3 カーボンニュートラルの概要

参考資料-4 第3次あいち地震対策アクションプラン(2023年11月改訂)の概要

参考資料-5 海岸保全施設の長寿命化計画の概要

参考資料-6 水位周知海岸、高潮特別警戒水位について

参考資料-7 高潮浸水想定区域について

参考資料-8 津波浸水想定区域について

参考資料-9 伊勢湾再生行動計画(第二期)の概要

参考資料-10 あいち生物多様性戦略2030の概要

参考資料-11 愛知県の指定希少野生動植物種

参考資料-12 水質汚濁に係る環境基準

参考資料-13 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要



参考資料-1 IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の概要

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)

- 設立:世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により1988年に設立された政府間組織。195の国・地域が参加。
- 任務:気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く 一般に利用してもらうこと。
- →各種報告書(評価報告書、特別報告書、方法論報告書、技術報告書)の作成・公表 評価報告書[AR](3つの作業部会報告書と統合報告書)は約5~8年ごとに公表

緩和: 気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策

適応: 既に生じている、あるいは、将来予測される

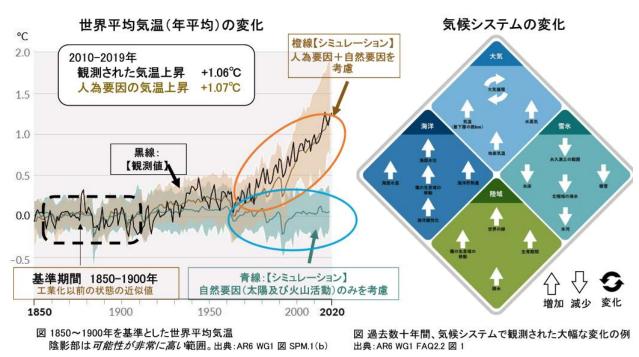
気候変動の影響による被害の回避・軽減対策

地球温暖化対策 推進法

気候変動適応法



第1作業部会(WG1)- 自然科学的根拠 第2作業部会(WG2)- 影響・適応・脆弱性 第3作業部会(WG3)- 気候変動の緩和 ■ 人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、 海洋、雪氷圏、及び生物圏において、広範かつ急速な変化が現れている。(ARG WGI SPM A.1)



環境省

参考資料



参考資料-2 COP15(生物多様性条約第15回締約国会議)の概要

- 今回開催されたCOP15とは、生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)の締約国による会議であり、CBD は1993年に発効した国際条約で、以下の3つを目的としている。
 - 1. 生物多様性の保全
 - 2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
 - 3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 〇生物多様性条約締約国会議(COP)では、これらの目的に係るさまざまな課題が議題として話し合われる。今回は第15回目の締約国会議となり、その最大の議題は2020年までの世界目標であった「愛知目標」に代わる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を策定した。

2050年ビジョン

「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」自然と共生する世界

2030年ミッション

「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる」

2030年ターゲット(ターゲット1~23)※主なターゲットの概要

- (ターゲット3)2030年までに陸域と海域の少なくとも30%以上を 保全(30by30目標)
- (ターゲット6)2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を 半減
- (ターゲット8)自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物 多様性への影響の最小化とレジリエンスの強化
- (ターゲット15)ビジネスにおける生物多様性への影響評価・情報公開の促進・新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組み

2050年ゴール(ゴールA,B,C,D)

<u>ゴールA</u>すべての生態系の健全性、連結性及びレジリエンスが維持され、強化され、 又は回復され、2050年までに自然生態系の面積を大幅に増加させる。

<u>ゴールB</u>生物多様性が持続的に利用及び管理されるとともに、生態系の機能やサービスを含む自然がもたらすものが、大切にされ、維持され、そして現在低下しているものが回復されることで増強されることで、持続可能な開発の達成を支え、2050年までに現在及び将来の世代に便益をもたらす。

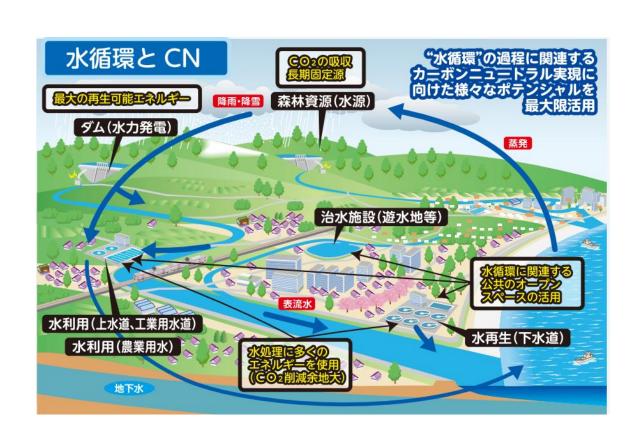
<u>ゴールC</u>国際的に合意されたアクセスと利益配分に関する法的文書に従い、遺伝資源に関連する伝統的知識を適切に保護しつつ、遺伝資源、遺伝資源に関するデジタル配列情報、及び該当する場合には遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益が、公正かつ公平に、必要に応じて先住民及び地域社会も含めて配分されるともに、2050年までに大幅に増加することによって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

<u>ゴールD</u>年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、資金フローを昆明・モントリオール生物多様性枠組と2050年ビジョンに整合させながら、昆明・モントリオール生物多様性枠組を完全に実施するための、資金、能力構築、科学技術協力、技術へのアクセスと技術の移転を含む、十分な実施手段が、すべての締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、並びに経済移行国に対して確保され、衡平にアクセスできるようになる。



参考資料-3 カーボンニュートラルの概要

- 愛知県では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げるとともに、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示した「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)~カーボンニュートラルあいちの実現に向けて~」を策定した。
- 愛知県では矢作川流域、豊川流域をモデルケースとし、"水循環"をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国 土強靱化を始め、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含めた、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す矢作川・豊川CN(カーボンニュートラル)プロジェクトに取り組んでいる。







考資料-3 カーボンニュートラルの概要

ブルーカーボンとは

営 国土交通省

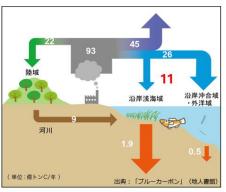
- ◆ 2009年10月に国連環境計画(UNEP)の報告書において, 海洋生態系に取り込ま れた (captured) 炭素が「ブルーカーボン」と命名され、吸収源対策の新しい選 択肢として提示
- ◆ 四方を海に囲まれた日本にとって、沿岸域の吸収源としてのポテンシャルは大き い. ブルーカーボンの活用にあたっては、その評価方法や技術開発の確立が重要

国連環境計画(UNEP)の報告書 「ブルーカーボン」



海表面の0.2%程度にあたる沿岸浅海域で は, 炭素が1.9億t-C/年(地球全体の80% 近く) の速さで海底に貯留

炭素循環のイメージ



排出された二酸化炭素のうち、一部が陸域(22億t-C/ 年) や海洋 (26億t-C/年) に吸収

出典:ジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料

ブルーカーボン生態系(海草藻場、海藻藻場)

🐸 国土交通省

「藻場」 大型藻類や海草が,濃密で広大な群落を形成している場所 (環境省自然環境保全基礎調査では,「面積1ha以上、水深20 m以浅」の群落)

「海草(うみくさ)藻場」

- ◆ 主に温帯~熱帯の静穏な砂浜や干潟の沖合 の潮下帯に分布
- ◆ 根・茎・葉が分かれている維管束植物(種 子植物). 砂や泥などの堆積物中に根を張 って固定
- ◆ 代表的な海草:アマモ、コアマモ、スガモ

「海藻(うみも)藻場」

- ◆ 主に寒帯~沿岸域の潮間帯から水深数十 mまでの岩礁海岸に多く分布
- ◆ 根・茎・葉の区分がなく、岩などに固着
- ◆ 代表的な海藻

緑藻・・・アオサ

褐藻・・・コンブ,ワカメ 紅藻・・・テングサ等







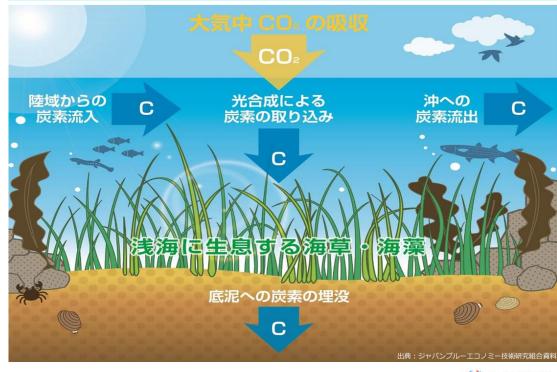


藻場造成ガイドブック改訂版2013 (平成26年2月, 三重県農水商工部水産基盤整備課) 「ブルーカーボン」 (地人書館)

出典:ジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料

ブルーカーボンのメカニズム

🥌 国土交通省



ブルーカーボン生態系(干潟、マングローブ)

国土交通省

「干潟」

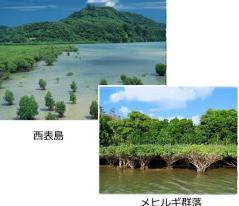
- ◆ 海岸部に砂や泥が堆積し勾配がゆるやかな潮間 帯の地形. 水没~干出を繰り返す
- ◆ 環境省の定義では「干出幅100 m, 干出面積1 ha, 移動しやすい基質(砂、礫、砂泥、泥)



上:松島湾(宮城県),下:谷津干潟(千葉県)

「マングローブ」

- ◆ 熱帯、亜熱帯の河川水と海水が混じりあう汽 水域で砂~泥質の環境に分布. 国内では鹿児 島以南の海岸に分布
- ◆ 代表的なマングローブ植物: オヒルギ, メヒルギ, ヤエヤマヒルギ



アマモ場再生ガイドブック (平成20年3月、三重県農水商工部水産基盤室) 日本の自然 (環境省)

「鹿児島&沖縄マングローブ探検」ウェブサイト

出典:ジャパンブルーエコノミー技術研究組合資料

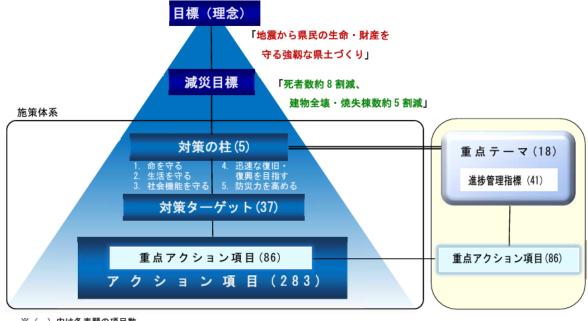


参考資料-4 第3次あいち地震対策アクションプラン(2023年11月改訂)の概要

愛知県では、東日本大震災の教訓や本県の新たな地震被害予測調査結果を踏まえ、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指し、「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定した。このアクションプランに基づき、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

第3次アクションプランのポイント

- 東日本大震災を踏まえた本県被害予測調査に基づく地震対策の行動計画
- 本県被害予測調査における過去地震最大モデルの 想定を、対策を進める上での軸としつつ、理論上最 大想定モデルの想定についても「命を守る」観点で 補足的に参照
- 5つの対策の柱を中心とし、新たな施策体系を構築



※()内は各表題の項目数

計画期間 2015~2024年度

対策の柱

- 1. 命を守る
- 2. 生活を守る
- 3. 社会機能を守る
- 4. 迅速な復旧・復興を目指す
- 5. 防災力を高める

重点テーマ

視点1.被害予測調査の結果を踏まえ、減災効果を	高める
◆ 住宅・建築物の耐震化の促進	◆ 家具固定の促進
◆ 浸水・津波避難対策の充実	◆ 河川・海岸堤防等の耐震化等の推進
◆ 地盤災害・火災対策等の推進	

視点2.東日本大震災における課題等への対応をあ	を実する	
◆ 防災活動拠点の充実	を充実する◆ 防災体制の強化及び行政機能の維持◆ 救助活動等の交通基盤の整備の推進◆ 災害用備蓄の促進及び支援物資の円滑な配送体制の確保	
◆ 災害医療活動の充実	◆ 救助活動等の交通基盤の整備の推進	
◆ 避難生活環境の確保	◆ 災害用備蓄の促進及び支援物資の円滑な配送体	
	制の確保	
◆ 災害廃棄物処理体制の構築		

視点3. 日本の成長をリードするあいちの産業を守る							
◆ 産業活動の維持・継続の確保	◆ 迅速な復旧・復興のための事前準備の推進						
◆ 地域継続マネジメントの推進							

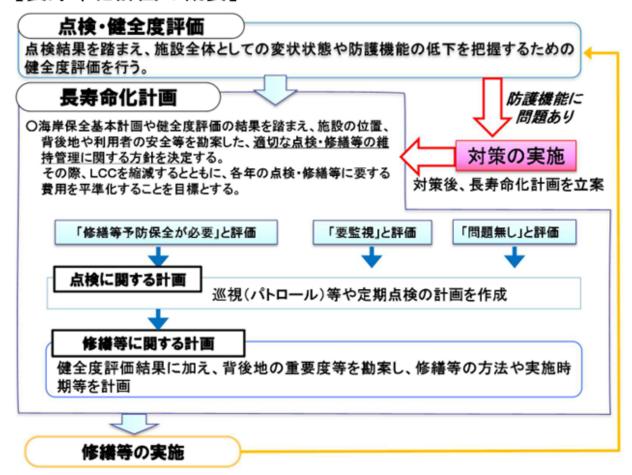
視点4. 防災・減災の主流化・日常化を進め、防災	総協働社会を構築する
◆ 防災協働社会の形成の推進	◆ 児童・生徒に対する防災教育の充実
◆ 消防団の充実強化	



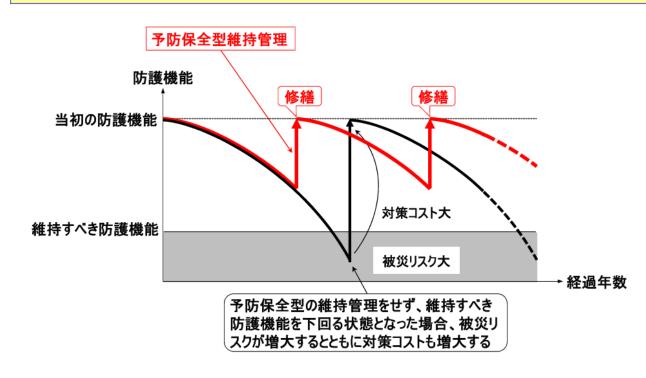
参考資料-5 海岸保全施設の長寿命化計画の概要

海岸保全施設における長寿命化計画とは、海岸保全基本計画等の海岸の管理に係る上位計画を踏まえつつ、背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理による長寿命化を目指すための計画であり、点検に関する計画、修繕等に関する計画等により構成されるものである。

【長寿命化計画の概要】



〇予防保全型の維持管理を導入することにより、「防護機能を確保できること」、「大規模な対策等を実施する必要が少なくなること」、「長期的にみるとライフサイクルコストが少なく済むこと」が効果として見込まれる。

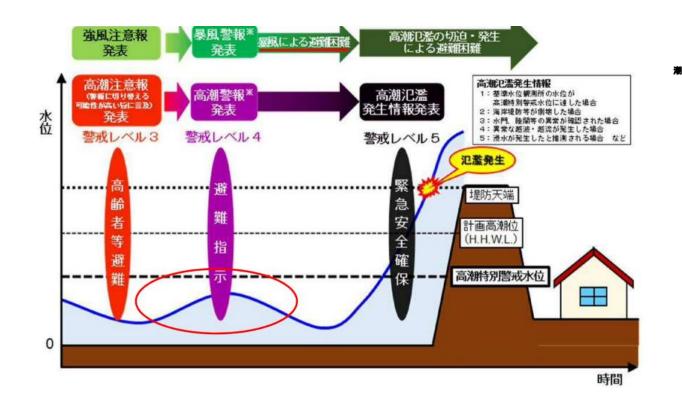


出典:海岸法改正を踏まえた海岸保全施設の維持管理について、国交省資料

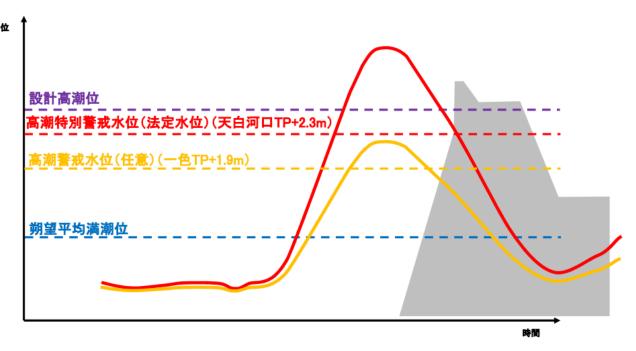


参考資料-6 水位周知海岸、高潮特別警戒水位について

- 2021年6月に、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸として、三河湾・伊勢湾を「水位周知海岸」に指定。
- 〇 高潮に対する市町村長の警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断等に資する高潮氾濫発生情報として、「高潮特別警戒 水位」を設定。設定水位到達時には、報道機関を通じて沿岸全体に周知。
 - ·高潮特別警戒水位(法定水位):天白川河口水位観測所 TP+2.3m
 - ·高潮警戒水位(任意水位) :一色水位観測所 TP+1.9m
- 水位の周知対象は住民等であるが、実務的には水防活動従事者やライフライン保守点検業者(一般住民等においては、高潮特別警戒水位に達する前(暴風警報発表時)に既に避難が完了しているという前提)。



高潮特別警戒水位(法定水位)の設定

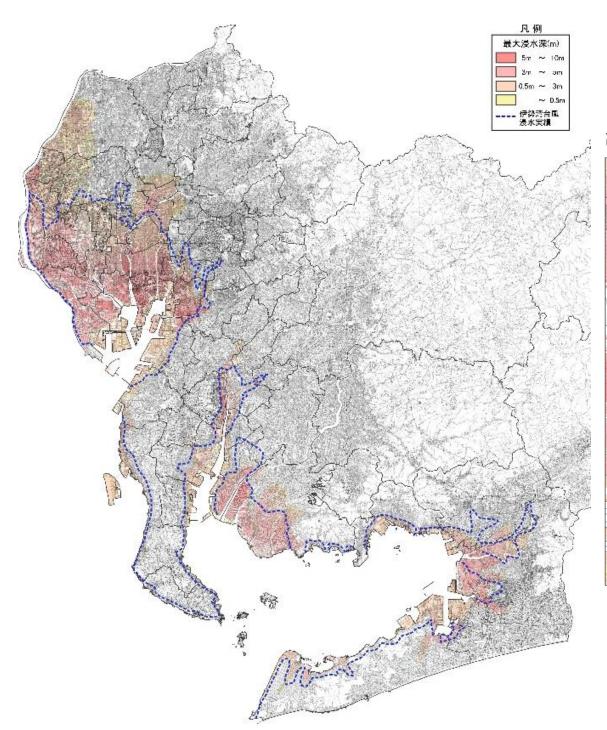


出典:「愛知県高潮対策検討委員会」第3回資料、2021年3月24日



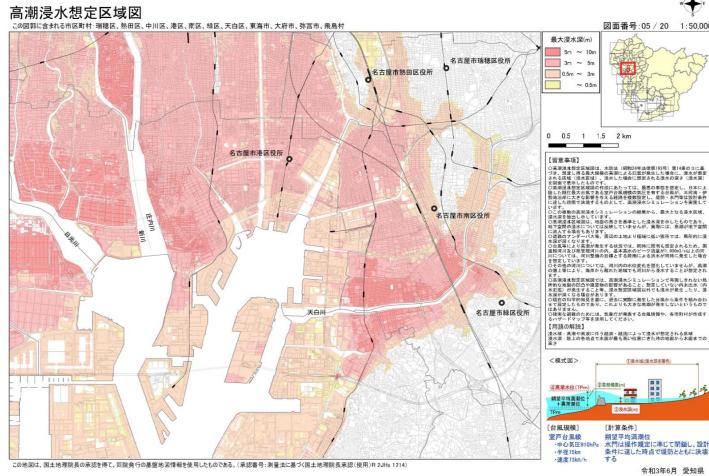
参考資料-7 高潮浸水想定区域について

■高潮浸水想定区域の指定(水防法)(2021年6月)



〇高潮浸水想定区域の指定

- ⇒・地域防災計画の整備(市町村)
 - ・ハザードマップの作成(市町村)
 - ・避難確保計画の作成(要配慮者利用施設)

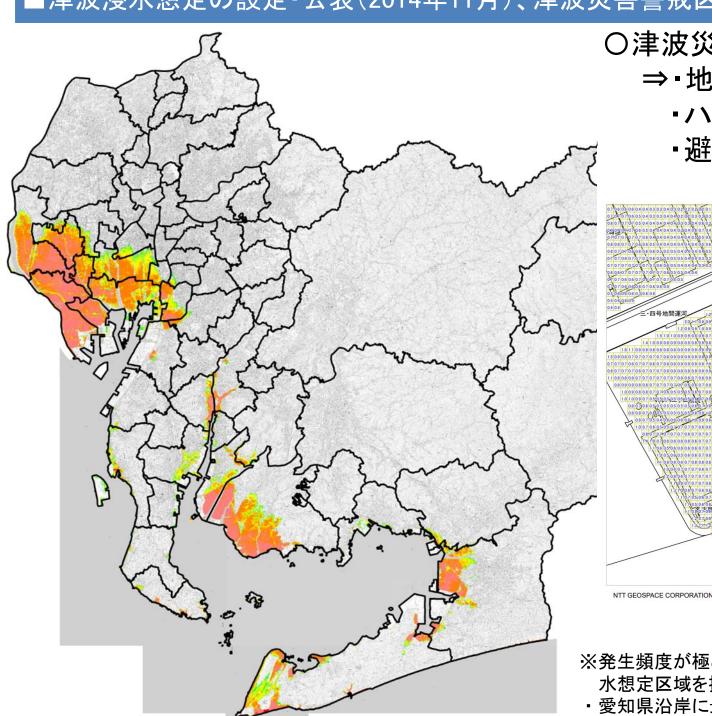


- ※想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定
- ・中心気圧を室戸台風級とし、上陸時の気圧(910hPa)を保持
- ·伊勢湾台風級の移動速度(73km/h)
- ・各海岸で潮位偏差が最大となる経路を通過する場合を想定



参考資料-8 津波浸水想定区域について

■津波浸水想定の設定・公表(2014年11月)、津波災害警戒区域の指定(2019年7月)(津波防災地域づくりに関する法律)



○津波災害警戒区域の指定

⇒・地域防災計画の整備(市町村)

・ハザードマップの作成(市町村)

・避難確保計画の作成(要配慮者利用施設)

| 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書 | 港区 097 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 1

(津波災事警戒区域)

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに 関する法律(平成23年法律123号(以下、「法」 という))第53条第1項に基づく区域です。

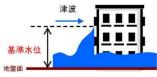
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第8 条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止 するために警戒避難体制を特に整備すべき区域で オ

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位 で、津波の発生時における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で

表示しています。(下図参照) ○津波災害警戒区域内にある池等の内水面に 準水位を「-」で表示しています。



地形 (標高) データ

・ 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は、平成 22 年度に実施された航空レーザー測量データ並びに平成 23 年度時点の3 D 電子地図、基礎地図情報をもとに作成しているため、その後の開発に伴っ地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○背景地図は、GEOSPACE電子地図 2017 年秋版 (NTT 空間情報(株)) を基に作成しているため、 道路や建物などが現況と異なっている場合があり ます。

津波災害警戒区域	基準水位
(基準水位)	(単位:メートル)
告示番号	
指定年月日	
市町村名	名古屋市港区
箇所番号	097

- ※発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の津波(L2津波) による浸水想定区域を指定
- ・愛知県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「 南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、愛知県域に最も大きな 影響を与えると考えられる5ケースを選定
- ・5ケースの津波シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出



参考資料-9 伊勢湾再生行動計画(第二期)の概要

伊勢湾再生の目標(伊勢湾のあるべき姿の実現)を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、2017年度(平成29年度)から10年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的とする。

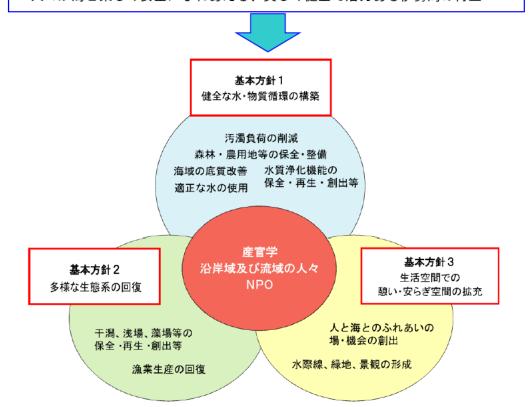
伊勢湾再生行動計画のスローガン

~人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する~

伊勢湾流域圏においては、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる"健全な伊勢湾"、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩いや安らぎを感じられる"活力ある伊勢湾"を再生するため、沿岸域だけでなく、広く流域圏の"人と森・川・海"が連携して伊勢湾再生に取り組んでいくとともに、これらの取り組みを継続していくことが大切だと考えています。

伊勢湾再生の目標

伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、 人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生



- ※当初(第一期)は、2007年策定
- ※本計画を策定、推進、フォローアップする組織として、「伊勢湾再生推進会議」 が設置され、国、3県1市の企画、環境、農林水産、建設部局で構成



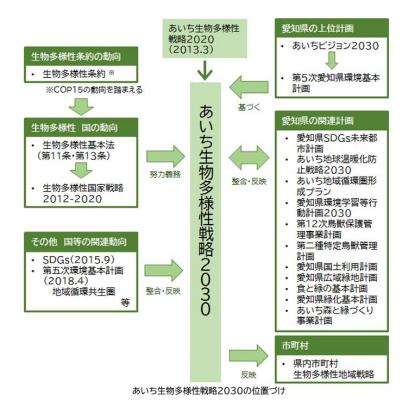
出典:伊勢湾再生行動計画HP、パンフレット



参考資料-10 あいち生物多様性戦略2030の概要

この戦略は、2010年に本県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)から10年を経た本県の状況を総括し、SDGs(持続可能な開発目標)に合致した生物多様性保全の取組指針として策定されたものである。県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進める上での具体的な行動の指針となるものである。

- 2050年の長期目標「人と自然が共生するあいち」、2030年目標「生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。」を定めている。
- 奥山、里地里山、平野、里海・沿岸、河川・水辺、湿地湿原といった本県を代表する生態系ごとに、今後目指すべき姿を示している。
- 「あいち方式2030」を中核的取組方針とし、「全ての主体がコラボレーション(協働)により、生物多様性の保全を進める」という考え方のもとで、人と人とのつながりを育みながら、様々な施策を展開する。
- 「『あいち方式2030』推進プラットフォームの構築」を始めとして、今後10年間で特に注力して実施する10項目の「重点プロジェクト」を定めている。



あいちの生物多様性の目指すべき姿





参考資料-11 愛知県の指定希少野生動植物種

愛知県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある種で 特に保護を図る必要がある動物9種、植物9種を「指定希少野生物植物種」として指定し、以下の行為を禁止している。

- 指定希少野生動植物種の生きている個体(卵、種子を含む)を捕まえたり採ったり、殺したり傷つけたりすること
- この条例に違反して捕獲などを行った種の個体や骨、皮、葉、花などの器官、これらの加工品を譲渡し、譲受けや引渡し、引取りをすること

動物(9種)	コノハズク、アカウミガメ、ミカワサンショウウオ、アカハライモリ渥美種族、ナガレタゴガエル、 ウシモツゴ、ヒメヒカゲ、ミカワホラヒメグモ、オモイガケナマイマイ
植物(9種)	キンセイラン、ウラジロギボウシ、ヤチヤナギ、ハギクソウ、ナガバノイシモチソウ、シロバナナ ガバノイシモチソウ、エンシュウツリフネ、イワナシ、ナガボナツハゼ

アカウミガメ



絶滅危惧 | B類

写真提供: NPO 法人表浜 ネットワーク

カメ目 ウミガメ科 学名: Caretta caretta

形態: 雌の繁殖個体は、直甲長は平均800mm程度。頭部は大きく頑健。成体の背面は赤褐色。腹面は黄褐色。幼体はともに黒褐色。下顎鱗板は2~4対。通常肋甲板は5対。前額板は2対。重縁甲板は3対。背甲鱗板は敷石状で甲の周辺は平滑である。

ハギクソウ



絶滅危惧IA類

撮影:村松正標

トウダイグサ科

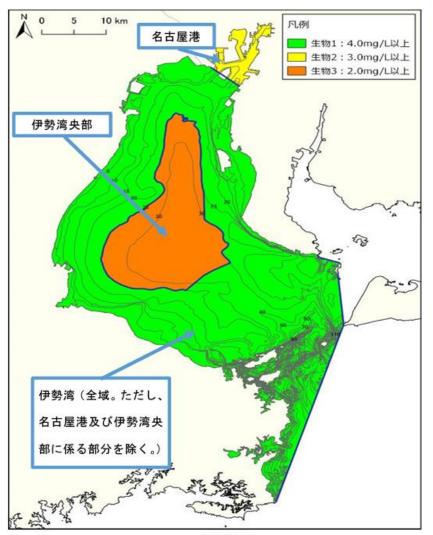
学名: Euphorbia esula var. nakaii

形態:多年生草本。茎は少数が叢生し、直立して時に 分枝し、高さ35~45cmになる。葉は多数密に 互生し、倒披針形~狭いへら形、長さ4~7cm、 幅5mm前後、辺縁は全縁である。茎の先端に は5枚の葉が輪生し、葉腋から散形枝を出し、 各枝に杯状花序を頂生して、分枝を繰り返す。 花期は4~5月、杯状花序の腺体は半月形、苞葉 は黄色で菱状卵形~腎形である。果実の表面に はこぶ状の小突起が密生する。



参考資料-12 水質汚濁に係る環境基準

- 環境基本法(1993年法律第91号)第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしている。そのうち、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(1993年政令第371号)に定められた複数の都道府県の区域にわたる水域については、国が類型指定を行っている。
- 底層溶存酸素量については、2016年3月、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、維持することが望ましい環境上の条件として、生活環境の保全に関する環境基準として設定された。伊勢湾について、2022年4年10月17日付けで関連告示の改正を行い、底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定を行われた。



- 6	_	4.	
- 4	₽	勢	्या
า	#	=	7
	,	_,	,,,

項目	利用目的の	基準値	該当水域
境日 類型	利用目的の		
規筆	適応性	底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が、 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段 階において貧酸素耐性の低い水生生物が、再生産 できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が、 生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階 において貧酸素耐性の高い水生生物が、再生産で きる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消 する水域	2. Omg/L 以上	る水域
	測定方法	規格 32 に定める 方法又は付表 13 に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

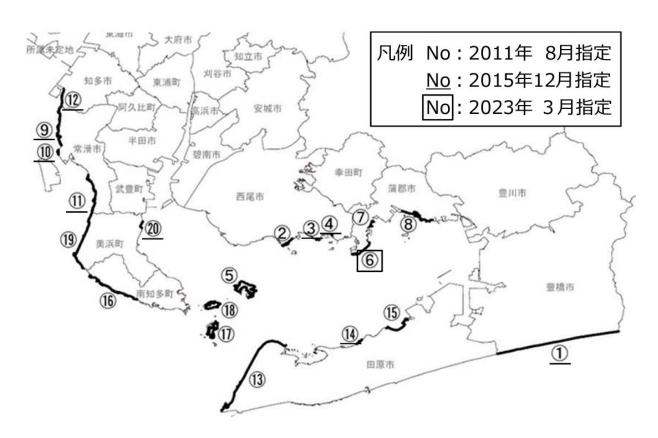


参考資料-13 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

- 愛知県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境保全に係る海岸漂着物の処理に関する法律に基づき、2011年8月に「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。
- 2015年及び2023年に海岸管理者や関係市町村の意向を反映し、より効果的な海岸漂着物対策を推進するため本計画を改定し、海岸漂着物の回収等を重点的に行う区域を、従来の10海岸から20海岸に増やしている。

海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

- 3Rプラス1の推進によるごみの排出抑制
- ・ ポイ捨て・不法投棄の防止
- 環境学習及び普及啓発に関する施策
- 漂流ごみ及び海底ごみの回収・処理の推進
- マイクロプラスチック対策の推進
- 流木等の発生抑制対策の推進
- 海岸漂着物の発生状況等の調査



出典:愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

\					設定基準	第1項目		設定基準第	第2項目		
重点 所在	重占 配左	#C+r			海岸漂和	音物状況	自然的	5条件	社会	的条件	
	区域名	市町	対象区場	海岸管理者	海岸漂着 物の集積 状況	海岸清掃 活動の実 施状況	海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動	備考
1	高豊・ 二川 地区	豊橋市	豊橋市内太平洋 海岸	則 県(河川課)、豊橋市	0	0	三河湾国定公園	アカウミカ゛メの産卵地	海水浴場、 釣り場、 マリンスポーツ、 環境学習(少 年自然の家)	漁港	2015年 12月指定
2	吉良 地区		蛭子岬~吉良町 幡豆町境	・ 県 (河川課)、 西尾市	0	0	三河湾国定公園	県指定鳥獣保 護区	海水浴場、 潮干狩り場	漁港	2011年 8月指定
3	寺部 地区	西尾市	寺部海水浴場	県(河川課)	0	0	三河湾国定公園	県指定鳥獣保 護区	海水浴場、	_	2015年 12月指定
4	東幡豆 地区	EI/EII	東幡豆海岸	県 (港湾課)	0	0	三河湾国定公園	県指定鳥獣保 護区	潮干狩り場	地方港湾、 観光地(前島、 トンボロ干潟)	2015年 12月指定
5	佐久島 地区		佐久島内海岸全地	一四尾巾	0	0	三河湾国定公園 佐久島	県指定鳥獣保 護区	海水浴場、 釣り場	漁港、 博物館(弁天サ ロン)	2011年 8月指定
6	西浦 地区		西浦パームビー 西側〜スパ西浦・ ーターパーク東	t 県 (河川課)、	0	0	三河湾国定公園	県指定鳥獣保 護区	海水浴場、マ リンスポーツ	温泉地	2023年 3月指定
7	形原 地区	蒲郡市	袋川河口~北浜: 園南側	以 県 (河川課、 港湾課)	0	0	_	県指定鳥獣保 護区	潮干狩り場	漁港、 温泉地	2011年 8月指定
8	蒲郡地区		竹島園地〜海陽ットハーバー西		0	0	三河湾国定公園特別保護地区	八百富神社社 叢(国指定天然 記念物) 県指定鳥獣保 護区	潮干狩り場	漁港、 温泉地、 観光地(竹島)、 水族館(竹島水 族館)、三谷祭	2011年 8月指定
9	大野・ 鬼崎 地区	常滑市	大野漁港~井口 河口付近	川 県 (河川課)、 常滑市	0	0	榎戸の防風林 (常滑市指定天然記念物)	アカウミカデメの産卵 地、ハマセルカデオの 群生地	海水浴場、 釣り場、 マリンスポーツ	漁港	2015年 12月指定
1 0	りんくう 地区	では、	りんくうビーチ	常滑市	0	0	_	アカウミガメの産卵 地	海水浴場、 釣り場	_	2015年 12月指定

					設定基準第1項目 設定基準第2項目						
	重点	所在			海岸漂着	自物状況	自然的	自然的条件		社会的条件	
	区域名	市町	対象区域	海岸管理者	海岸漂着 物の集積 状況	海岸清掃 活動の実 施状況	海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動	備考
1 1	常滑・ 小鈴谷 地区	常滑市	苅屋漁港〜常滑 市・美浜町境	県(河川課)、 常滑市	0	0	南知多県立自然 公園	アカウミガメの産卵 地	海水浴場、 潮干狩り場、 釣り場	漁港	2015年 12月指定
1 2	新舞子 地区	知多市	日長川樋門〜知多 市・常滑市境	県(河川課)	0	0	南知多県立自然 公園	_	潮干狩り場、 マリンスポーツ	花火大会	2015年 12月指定
1 3	渥美 地区		福江港~伊良湖港 海岸	県(農地計画 課、港湾課)	0	0	三河湾国定公園伊良湖岬	県指定鳥獣保 護区	海水浴場、 釣り場	漁港、地方港 湾、旅客ターミナル (フェリー)、観光 地(伊良湖岬)	2011年 8月指定 (2015年 12月延長)
1 4	宇津江地区	田原市	宇津江漁港全域	田原市	0	0	三河湾国定公園 渥美半島県立自 然公園	_	環境学習	漁港	2015年 12月指定
1 5	仁崎・ 白谷 地区		白谷海水浴場北端 ~田原市仁崎海水 浴場南端	県(河川課)	0	0	三河湾国定公園 渥美半島県立自 然公園	_	海水浴場	龍宮まつり、 マリーナ	2011年 8月指定
1 6	内海· 山海 地区		内海港北側~豊浜 漁港北側	県(河川課)、 南知多町	0	0	三河湾国定公園 南知多県立自然 公園 千鳥ケ浜	アカウミガメの産卵 地	海水浴場、 釣り場	地方港湾、 漁港、 花火大会、 温泉地	2011年 8月指定
1 7	篠島 地区	南知多町	篠島内海岸全域	県(河川課、 港湾課)	0	0	三河湾国定公園 篠島	県指定鳥獣保 護区	海水浴場、 釣り場	漁港、 花火大会	2011年 8月指定
1 8	日間賀 島地区		日間賀島内海岸全 城	南知多町	0	0	三河湾国定公園 日間賀島	県指定鳥獣保 護区	海水浴場	漁港、 花火大会	2011年 8月指定
1 9	美浜 地区	美浜町	常滑市・美浜町境 〜美浜町・南知多 町境	県(河川課、 港湾課)、 美浜町	0	0	三河湾国定公園 南知多県立自然 公園 野間灯台	アカウミガメの産卵 地	海水浴場	漁港、 遊園地(南知多 ビーチランド)	2011年 8月指定
2 0	布土 地区		布土川河口~布土 海水浴場南端	県(河川課)	0	0	南知多県立自然 公園	アカウミガメの産卵 地	潮干狩り場	_	2011年 12月指定

注)表中の「〇」は各基準を満たすことを意味する。